

報道関係者 各位

神奈川労働局発表
平成29年10月30日
(担当)

職業安定部 職業対策課
課長 新津 節治
課長補佐 有坂 孝祐
高齢担当官 井上 三恵子
(電話) 045-650-2817

平成 29 年「高年齢者の雇用状況」集計結果

- ・「65 歳定年」は 16.0% (0.3 ポイント増)、「66 歳以上定年」は 1.7% (0.7 ポイント増)、「定年制の廃止」は 2.4% (0.3 ポイント減)
- ・「66 歳以上希望者全員の継続雇用制度」は 5.2% (1.0 ポイント増)
- ・70 歳以上まで働ける企業は 21.2% (1.1 ポイント増)

神奈川労働局では、このほど、高年齢者を 65 歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した、平成 29 年「高年齢者の雇用状況」(6月 1 日現在)を取りまとめましたので、公表します。

高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では 65 歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員 31 人以上の企業 7,127 社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員 31 人～300 人規模を「中小企業」、301 人以上規模を「大企業」としています。

今後は、生涯現役で働くことのできる社会の実現に向けた更なる取組を行うとともに、雇用確保措置を実施していない企業に対して、神奈川労働局、ハローワークによる計画的かつ重点的な個別指導を実施していきます。

なお、集計結果の主なポイントは次ページ以降をご参照ください。

【集計結果の主なポイント】

1 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

定年制の廃止および65歳以上定年企業は計1,432社（対前年差73社増加）、割合は20.1%（同0.6ポイント増加）

このうち、①定年制の廃止企業は171社（同18社減少）、割合は2.4%（同0.3ポイント減少）、
②65歳以上定年企業は1,261社（同91社増加）、割合は17.7%（同1.0ポイント増加）
（12ページ表4および表5）

【定年制の廃止企業】

- 中小企業では169社（同16社減少）、2.7%（同0.3ポイント減少）
- 大企業では2社（同2社減少）、0.2%（同0.3ポイント減少）

【65歳以上定年企業】

企業規模別に見ると

- 中小企業では1,192社（同89社増加）、18.9%（同1.1ポイント増加）
- 大企業では69社（同2社増加）、8.6%（同0.2ポイント増加）

また、定年年齢別に見ると

- 65歳定年企業は1,141社（同43社増加）、16.0%（同0.3ポイント増加）
- 66歳以上定年企業は120社（同48社増加）、1.7%（同0.7ポイント増加）

2 希望者全員66歳以上の継続雇用制度を導入している企業の状況

希望者全員が66歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は372社（同76社増加）、割合は5.2%（同1.0ポイント増加）（13ページ表6）

- 中小企業では357社（同78社増加）、5.6%（同1.1ポイント増加）
- 大企業では15社（同2社減少）、1.9%（同0.2ポイント減少）

3 70歳以上まで働ける企業の状況

70歳以上まで働ける企業は1,509社（同108社増加）、割合は21.2%（同1.1ポイント増加）
（13ページ表7）

- 中小企業では1,390社（同105社増加）、22.0%（同0.4ポイント増加）
- 大企業では119社（同3社増加）、14.8%（同0.2ポイント増加）

詳細は、次ページ以下をご参照ください。

<集計対象>

○ 神奈川県の常時雇用する労働者が31人以上の企業7,127社

中小企業（31～300人規模）：6,322社

（うち31～50人規模：2,243社、51～300人規模：4,079社）

大企業（301人以上規模）：805社

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

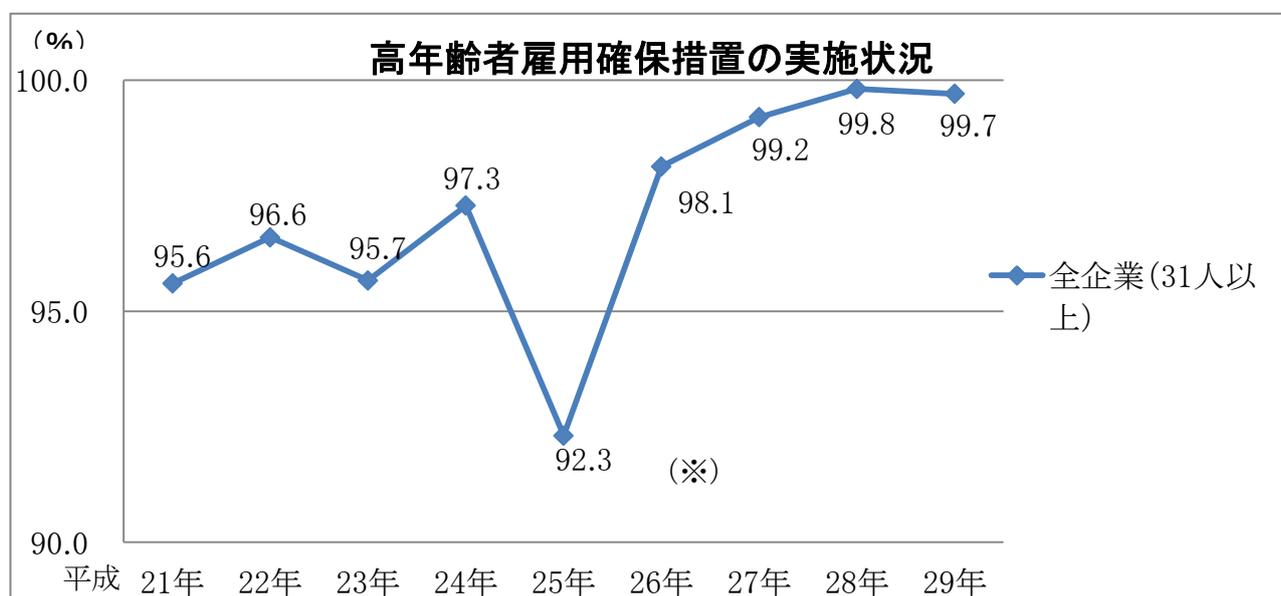
高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済企業の割合は99.7%（7,106社）（対前年差0.1ポイント減少）、51人以上規模の企業で99.9%（4,877社）（同変動なし）となっている。

雇用確保措置が未実施である企業の割合は0.3%（21社）（同0.1ポイント増加）、51人以上規模企業で0.1%（7社）（同変動なし）となっている。（10ページ表1）

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では100.0%（805社）（同変動なし）、中小企業では99.7%（6,301社）（同0.1ポイント減少）となっている。（10ページ表1）

<参考グラフ>



(※) 平成25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があったため、平成24年と25年の数値は単純比較できない。

(参考) 51人以上規模

(%)

平成	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
割合 (%)	84.0	92.7	96.2	97.2	97.6	96.6	98.0	92.8	98.5	99.4	99.9	99.9

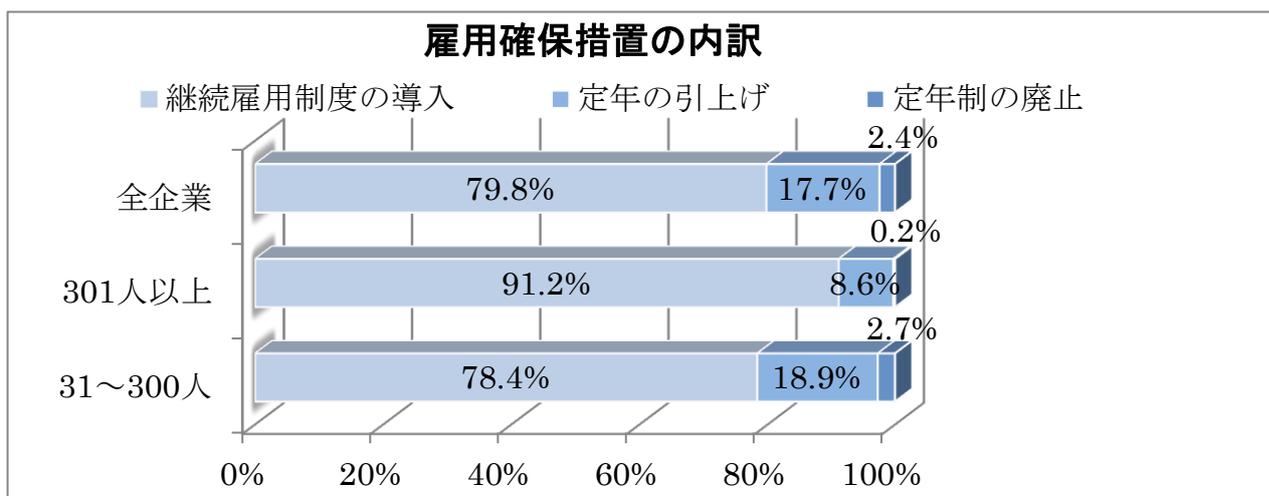
(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 2.4% (171 社) (同 0.3 ポイント減少)、
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 17.7% (1,261 社) (同 0.9 ポイント増加)、
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 79.8% (5,674 社) (同 0.7 ポイント減少)

となっており、定年制度(①、②)により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度(③)により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(11 ページ表3-1)

<参考グラフ>

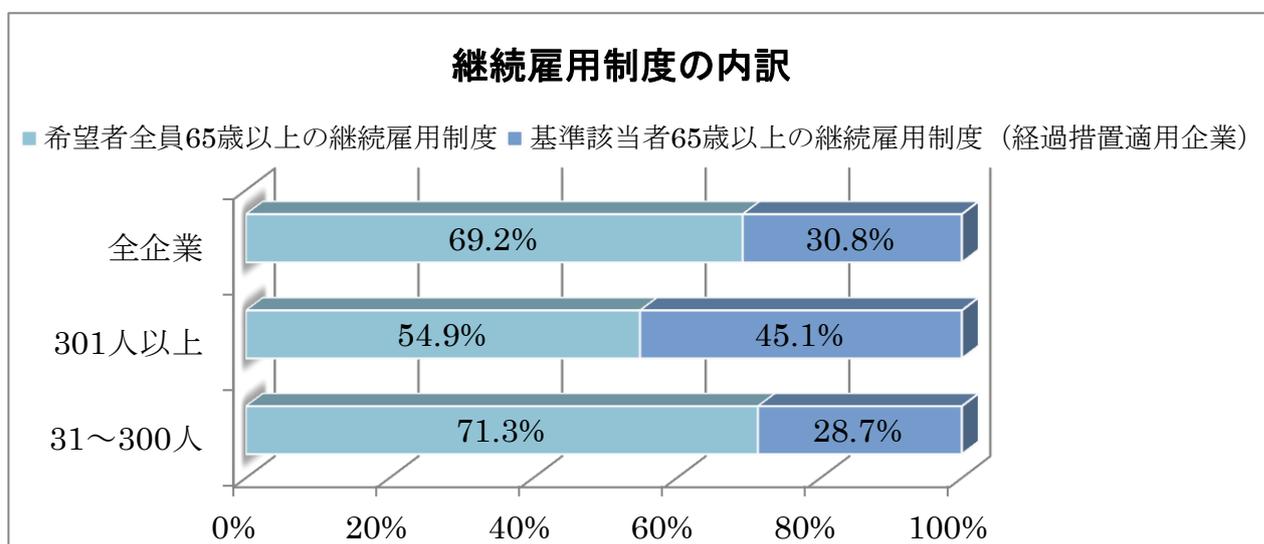


(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(5,674 社)のうち、

- ① 希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 69.2% (3,926 社) (同 1.3 ポイント増加)、
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は 30.8% (1,748 社) (同 1.3 ポイント減少)となっている。(11 ページ表3-2)

<参考グラフ>



(5) 継続雇用先の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(5,674 社)の継続雇用先について、自社のみである企業は 92.9%(5,273 社)(同 0.3 ポイント増加)、自社以外の継続雇用先(親会社・子会社、関連会社等)のある企業は 7.1%(401 社)(同 0.3 ポイント減少)となっている。(11 ページ表3-3)

2 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業等について

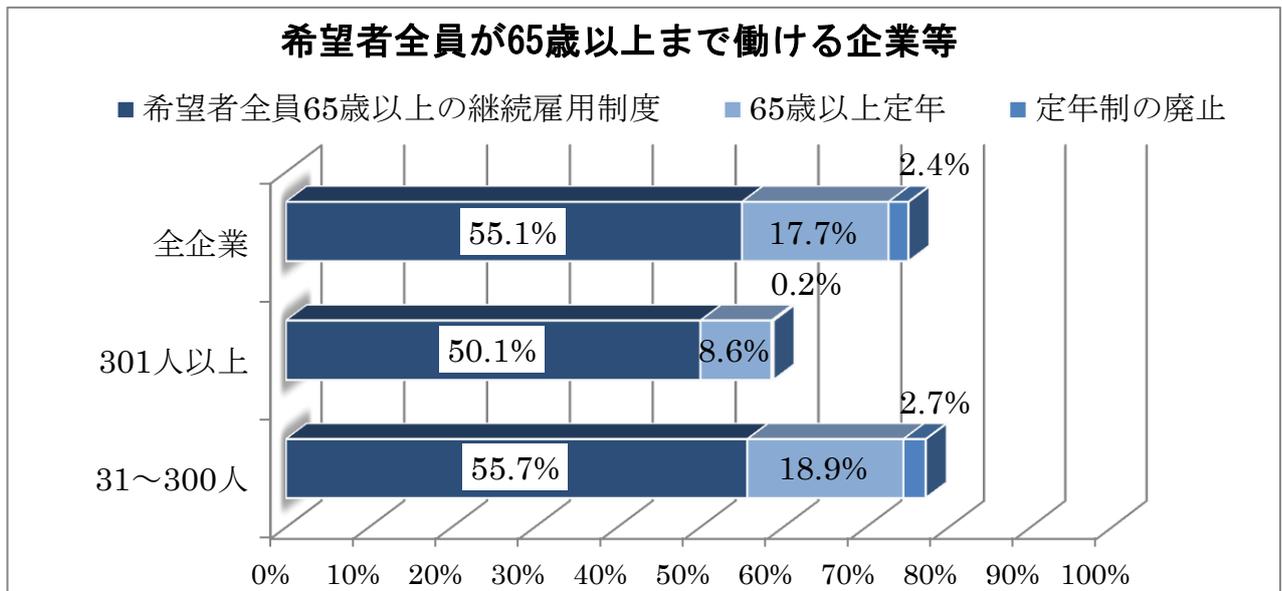
(1) 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業は 5,358 社(対前年差 189 社増加)、報告した全ての企業に占める割合は 75.2%(同 1.2 ポイント増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では 4,884 社(同 180 社増加)、77.3%(同 1.3 ポイント増加)、
 - ② 大企業では 474 社(同 9 社増加)、58.9%(同 0.6 ポイント増加)となっている。
- (12 ページ表4)

<参考グラフ>



(2) 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

① 定年制を廃止している企業は、171社(同18社減少)、報告した全ての企業に占める割合は2.4%(同0.3ポイント減少)となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では169社(同16社減少)、2.7%(同0.3ポイント減少)、

イ 大企業では2社(同2社減少)、0.2%(同0.3ポイント減少)

となっている。(12ページ表5)

② 65歳以上定年企業は1,261社(同91社増加)、報告した全ての企業に占める割合は17.7%(同1.0ポイント増加)となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では1,192社(同89社増加)、18.9%(同1.1ポイント増加)、

イ 大企業では69社(同2社増加)、8.6%(同0.2ポイント増加)

となっている。(12ページ表4および表5)

また、定年年齢別に見ると、

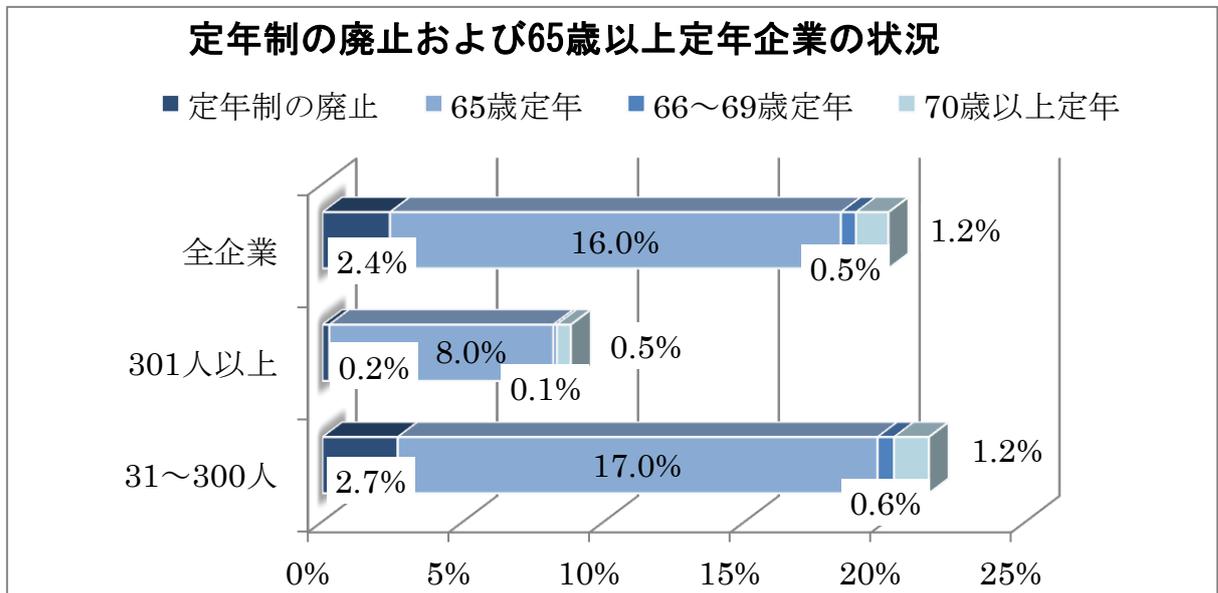
ア 65歳定年の企業は1,141社(同43社増加)、16.0%(同0.3ポイント増加)、

イ 66～69歳定年の企業は38社(同33社増加)、0.5%(同0.4ポイント増加)、

ウ 70歳以上定年の企業は82社(同15社増加)、1.2%(同0.2ポイント増加)

となっている。(12ページ表5)

<参考グラフ>



(3) 希望者全員 66 歳以上の継続雇用制度を導入している企業の状況

希望者全員が 66 歳以上まで働ける継続雇用制度を導入している企業は、372 社 (同 76 社増加)、報告した全ての企業に占める割合は 5.2% (同 1.0 ポイント増加) となっている。

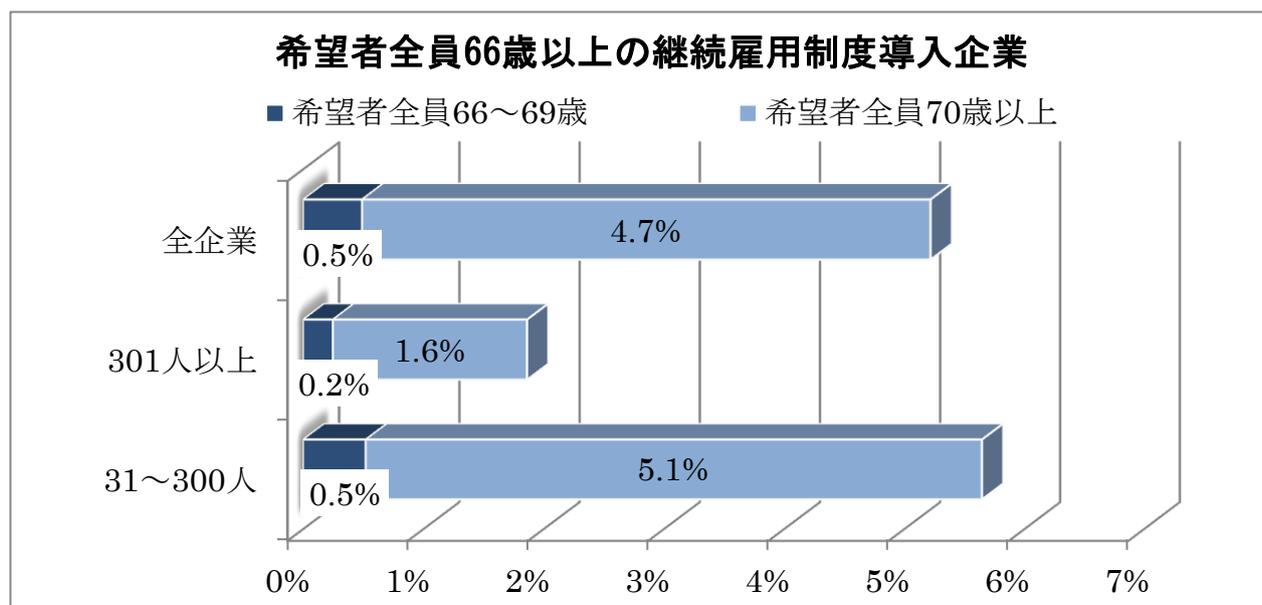
企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では 357 社 (同 78 社増加)、5.6% (同 1.1 ポイント増加)、
- ② 大企業では 15 社 (同 2 社減少)、1.9% (同 0.2 ポイント減少) となっている。(13 ページ表6)

また、継続雇用の上限年齢別に見ると、

- ① 上限年齢 66～69 歳は 35 社 (同 15 社増加)、0.5% (同 0.2 ポイント増加)、
- ② 上限年齢 70 歳以上は 337 社 (同 61 社増加)、4.7% (同 0.7 ポイント増加) となっている。(13 ページ表6)

<参考グラフ>



(4) 70 歳以上まで働ける企業の状況

70 歳以上まで働ける企業は、1,509 社 (同 108 社増加)、報告した全ての企業に占める割合は 21.2% (同 1.1 ポイント増加) となっている。

企業規模別に見ると、

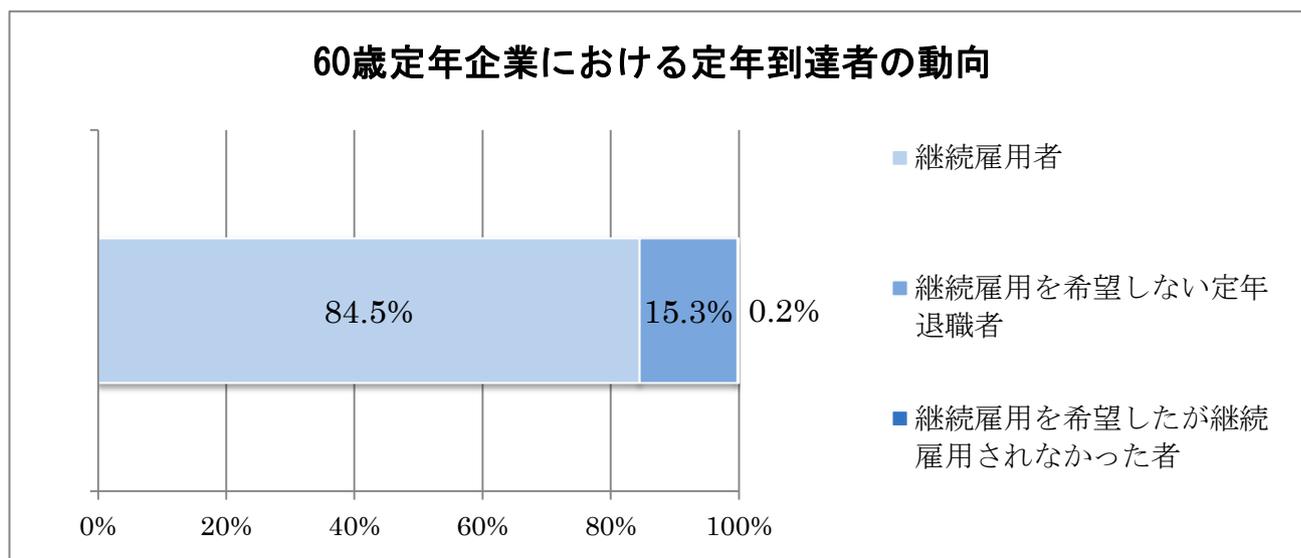
- ① 中小企業では 1,390 社 (同 105 社増加)、22.0% (同 1.2 ポイント増加)、
- ② 大企業では 119 社 (同 3 社増加)、14.8% (同 0.2 ポイント増加) となっている。(13 ページ表7)

3 定年到達者等の動向について

(1) 定年到達者の動向

過去1年間(平成28年6月1日から平成29年5月31日)の60歳定年企業における定年到達者(15,045人)のうち、継続雇用された者は12,712人(84.5%) (うち子会社・関連会社等での継続雇用者は578人)、継続雇用を希望しない定年退職者は2,297人(15.3%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者36人(0.2%)となっている。(15 ページ表9-1)

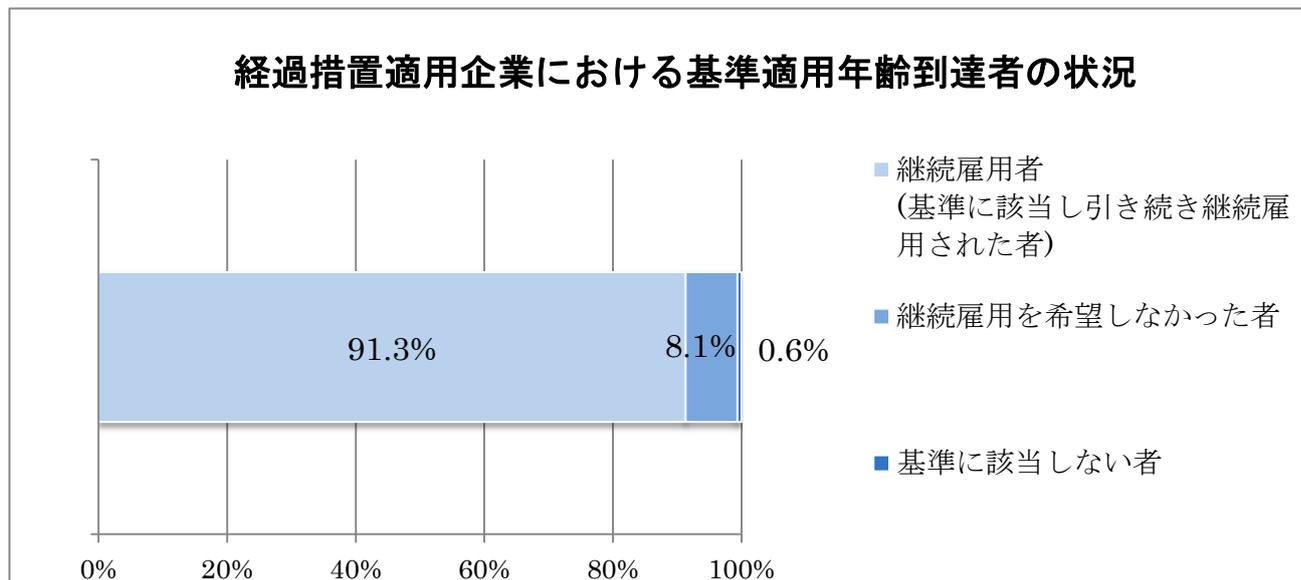
<参考グラフ>



(2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成28年6月1日から平成29年5月31日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(平成28年4月1日以降は62歳)に到達した者(3,161人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は2,886人(91.3%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は255人(8.1%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は20人(0.6%)となっている。(15 ページ表9-2)

<参考グラフ>



4 今後の取組

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)が21社あることから、これら企業に対しては、神奈川県労働局、ハローワークによる計画的かつ重点的な個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

(2) 生涯現役社会の実現に向けた取組

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下等を踏まえ、生涯現役社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤としつつ、高年齢者雇用安定法の義務を超え、年齢にかかわらず働き続けることが可能な企業の普及・啓発等に取り組む。